

質問主意書参8・浜田聰君 参考資料 目次

- 秋篠宮皇嗣殿下の記者会見（抄）
(令和3年11月25日(木)) ······ 1
- 参議院議員山谷えり子提出皇室制度に関する有識者ヒアリングに関する質問に対する答弁書について ······ 4
- 参議院議員浜田聰提出憲法第二十四条と皇室典範第十条との関係に関する質問に対する答弁書について ······ 6
- 参議院議員浜田聰提出皇室経済法第六条に規定されている一時金不支給に関する質問に対する答弁書について ······ 8
- 皇室経済会議議事録（昭和22年10月13日開催） ··· 10
- 国会答弁（第92回帝国議会・衆議院・行政官庁法案外一件委員会（抜粋） ······ 18
- 皇室関連報道について（宮内庁ホームページ抜粋） ··· 19
- 質問主意書に対する答弁書（用例） ······ 20
- 皇室経済法の解釈について
(令和3年7月21日法制局長官了) ······ 64
- 眞子内親王殿下が皇族の身分を離れられる際の皇族費について（伺い）（令和3年9月29日） ······ 68
- 参照条文 ······ 70

秋篠宮皇嗣殿下の記者会見（抄）（令和3年11月25日（木））

（問1）長女の眞子さんと小室圭さんの結婚は、皇室の儀式が行われず、一時金が支給されない極めて異例な形となりました。殿下は感想で、「皇室としては類例を見ない結婚となりました」、「皇室への影響も少なからずありました」とつづられました。「皇室への影響」とはどのようなことを指し、今回の結婚が今後の皇室にどのような影響があると思われますか。皇族としての「公」と一個人としての「私」など皇室そのものあるべき姿が議論されました。殿下はどのようにお考えでしょうか。複雑性 PTSD（心的外傷後ストレス障害）と診断された眞子さんの体調に影響を与えたと考えられる週刊誌報道やインターネット上の書き込みについて、どのように受け止めをおられますか。

（殿下）それでは最初に、私たちが10月26日に出しました感想に記した皇室への影響ということからお話をしたいと思います。いろいろあったと思いますけれども、私が感じるのは、主に二つです。その一つは、今回の長女の結婚が公になって以降、様々な媒体で、私たちの家、秋篠宮家以外の皇室にも影響が出たということを感じたからです。例えばそのことによって、天皇皇后両陛下がどういうふうに感じているとか、細かいことは私も記憶しておりませんけれどもありましたし、それからもっとはっきりしているのは、この娘の結婚に対して、上皇后陛下がいろいろ言わされたとか、こういう考え方を持っているというのが週刊誌に出たりもしました。このことは宮内庁のホームページでも二度か三度にわたってそういうことはなかった、実際に私もそういうことを聞いたことは一度もないわけですが、なかつたということを説明しているのですけれども、それでもその後も続いたということがあり、やはり負担になったことには間違いないと考えています。それが、一つです。もう一つは、結婚に当たって普通であれば行われている三つの行事ですね。納采の儀と告期の儀と入第の儀、この三つの行事を行わなかつたことで、これは私の判断で行わなかつたわけですけれども、これは元々は、皇室親族令にあるものです。今はもうそれはありませんので、絶対にしなければいけないというものではないわけですけれども、慣習的に行われているものであり、私は本来であればそれは行うのが適当であると考えています。しかし、それを行わなかつたそのことによって皇室の行事、そういう儀式というものが非常に軽いものだという印象を与えたということが考えられます。本来であれば、その三つを行うのが繰り返しますけれども良かったと思っております。それが、あそこに書いた影響ということであり、その後に迷惑をかけた方々に対して申し訳なく思っているというのもそこにつながります。その次は何でしたか。

(記者) 複雑性 PTSD と診断された眞子さんの体調に影響を与えたと考えられる週刊誌報道やインターネット上の書き込みについてどのように思われますでしょうか。

(殿下) そうですね、週刊誌これは文字数の制限というのはあります。一方で、そのネット上のものというのはそういう制限がほとんどないわけですね。それなので、その二つは分けて考える方が良いのかと思います。娘の複雑性 PTSD になったのが、恐らくその週刊誌、それからネット両方の記事にあるのだろうとは思いますけれども、自身それほどたくさん週刊誌を読むわけではありませんけれども、週刊誌を読んでみると、非常に何と言いましょうか、創作というか作り話が掲載されていることもあります。一方で、非常に傾聴すべき意見も載っています。そういうものが、一つの記事の中に混ざっていることがあります。ですので、私は、確かに自分でも驚くことが書かれていることがあるんですけども、それでもって全てを否定するという気にはなれません。一方、ネットの書き込みなど、これも私はそれほど多く見ることはできません。何と言っても、一つの記事に対してものすごい数のコメントが書かれるわけで、それはとても読んでいたら時間も足りませんし、目も疲れますし、読みませんけれども、中には確かに相当ひどいことを書いているものもあるわけですね。それは、どういう意図を持って書いているのかは、それは書く人それぞれにあると思いますけれども、ただ、今そのネットによる誹謗中傷で深く傷ついている人もいますし、そして、またそれによって命を落としたという人もいるわけですね。やはりそういうものについて、これは何と言いましょうか、今ネットの話をしましたけども、誹謗中傷、つまり深く人を傷つけるような言葉というのは、これは雑誌であれネットであれ私としてはそういう言葉は許容できるものではありません。以上です。

(記者) この度の御結婚につきましては眞子さん、そして小室さんのみならず、秋篠宮家そのものにも批判やバッシング対象が向かいました。で、殿下はこれまで、一つ一つの事実と異なる報道に対して反論しないという立場を貫いてこられましたが、今後、佳子様や悠仁様が御結婚される際にも今回と同様の事態が繰り返される可能性も想定されます。で、殿下そして悠仁様は今後皇位を継承される重い立場でもいらっしゃいますけれども、今後の影響を考えますとこれまで殿下が示してこられた方針がこれからも続けられるお考えなのか、それともまた、宮内庁とも話し合って新たに対策、対応についてお考えになるという、御検討されるというお考えはあるのかお聞かせください。

(殿下) いろいろな報道がなされて中にはバッシングと取れるものもあります。

それらのことについて 1 回ごとに対応しないというのは、記事というのはある一定の長さがあるわけで、その中の一つだけをこれは違うというふうにして、例えば宮内庁のホームページに載せたりとかそういうことをした場合に、それではほかの事柄については全て正確なことですねということになり得ると私は思います。一方で先ほども少し近いお話をしましたけども、記事の中にはもちろん創作もあれば正確なことを書いていること両方混ざっているわけですね。一つを探り上げてそれは違うと言うこと、もちろん言うことはできますけれども、そうしたらやっぱり、ここも違うし、これは正確だしというのを全部説明していかないと本当はいけないのではないかなどと思うのですね。ただ、それは大変な労力を費やすと思います。一方でもし、そういう今言われたような関係の記事に対して反論を出す場合にはですね、何かやはり一定のきちんとした基準を設けてその基準は考えなければいけないわけですけれども、それを超えたときには例えば反論をする、出すとかですね。何かそういう基準作りをしていく必要が私はあると思います。今、おっしゃったように今後もこういうことは多分続くでしょう。その辺も見据えて宮内庁とも相談しながら何かその今言ったような基準であるとかそういうものをですね、考えていくことは私は必要だと思っております。

参議院議員山谷えり子提出皇室制度に関する有識者ヒアリングに
関する質問に対する答弁書について（平成24年4月10日閣議決
定）

（答弁書）

一から五までについて

天皇の行為については、憲法に定める国事行為、象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われる公的行為及びその他の行為に分類され、皇族の行為については、皇族の身分をもって公的な立場で行われる公的行為及びその他の行為に分類されると考えられる。御指摘の「皇室のご活動」という用語は、これらの全てを表すものとして、御指摘の「天皇皇后両陛下のご公務」という用語は、これらのうち、国事行為及び公的行為に限らず、広く公的色彩を帯びた行為を表すものとして、それぞれ用いたものである。

六及び七について

御指摘の「天皇陛下のご公務」のうち、国事行為については、摂政を置くべき場合を除き、国事行為の臨時代行に関する法律（昭和三十九年法律第八十三号）第二条の規定に基づいて委任を受けた皇族が臨時に代行することができる。国事行為以外の「ご公務」については、法令上明文の根拠はなく、それぞれの「ご公務」の趣旨、性格等に照らして皇族がこれを行うことは可能であると考えられる。

皇室制度に関する有識者ヒアリングに関する質問主意書

政府が本年二月よりスタートした「皇室制度に関する有識者ヒアリング」では、緊急性の高い皇室のご活動の維持と婚姻後の女性皇族の問題に絞り、皇位継承問題とは切り離して検討を行っていくとしているが、世界に誇る我が国の皇室制度であるだけに、検討には時間をかけ、慎重に慎重を重ねて議論していくかなければならない。よって、以下質問する。

- 一 昨年十二月一日の野田首相の記者会見及び本年一月六日の藤村官房長官の記者会見では、「皇室活動の安定性」、「皇室のご活動の安定的な維持」が緊急性の高い課題であるとしている。では、この「皇室のご活動」とは、具体的にどのようなものを指すのか。その定義を示されたい。
- 二 前記一における「皇室のご活動」は、全て公的なご活動と理解してよいのか。「皇室のご活動」に私的なご活動も含まれる場合、「皇室のご活動」と「皇族の私的活動」とはどこが違うのか。また、両者を区別する基準を示されたい。
- 三 本年一月六日の記者会見において、藤村官房長官は緊急性の高い課題として「皇室のご活動」のほかに、「天皇皇后両陛下のご公務」の負担軽減を挙げている。では、「天皇皇后両陛下のご公務」とは何か、その定義を示さ

れたい。

四 前記三における「天皇皇后両陛下のご公務」は「皇室のご活動」に含まれるか。ご公務に含まれないご活動がある場合、「皇室のご活動」には具体的にどのような活動が想定されるか。

五 前記三における「天皇皇后両陛下のご公務」のうち「天皇陛下のご公務」は、憲法に定められた天皇の「国事行為」を除き、「天皇の公的行為」と重なるのか。両者の関係について示されたい。

六 本年二月二十九日に行われた「有識者ヒアリング」では、園部内閣官房参与が「天皇陛下の御公務の継続をお助け頂くという体制といいますか、(中略)御公務を分担して頂きたいという気持ちが湧き上がってくる」と述べている。これについて、「天皇陛下のご公務」は、天皇以外の皇族にも「分担」が可能なのか。可能とした場合、それはどの皇族にも可能か。あるいは、「ご公務」の内容により、「分担」できる皇族は限られるのか。

七 前記五における「天皇の公的行為」は天皇の「象徴としての地位」に由来するものと理解する。では、その地位にない皇族に、その行為の「分担」あるいは「代理」は可能か。また、可能とした場合、その「分担」あるいは「代理」は、どの皇族にも可能か。

右質問する。

参議院議員浜田聰君提出憲法第二十四条と皇室典範第十条との関係に関する質問に対する答弁書について（令和3年10月15日閣議決定）

一の1及び2について

天皇については、憲法第一条において「日本國の象徴であり日本國民統合の象徴」であるとされ、憲法第二条において「皇位は、世襲のもの」であるとされていること等から、その基本的人権については、一般の国民とは異なる一定の制約があるものと理解している。また、皇族についても、皇族という特殊な地位にあることから、これに準ずるものと考えられるところであり、お尋ねの皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第十条の規定は憲法第二十四条の規定に反するものではないと考えている。

一の3について

現行の皇室典範第十条の規定するところを超える仮定のお尋ねについて、お答えすることは困難である。

二の1及び2について

これまで皇室典範第十条の規定に基づき開催された皇室会議においては、婚姻をする皇族男子及び相手方の当該婚姻に係る意思を宮内庁が確認し、当該婚姻に係る経緯について同会議に出席する議員に説明した上で、当該皇族男子が婚姻することを議決しているものである。

二の3について

「婚姻を認めない議決」の意味するところが必ずしも明らかではないが、皇室典範第十条において「立后及び皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する」と規定されており、立后及び皇族男子の婚姻は、婚姻することについて皇室会議の議決を要するものと考えている。

憲法第二十四条と皇室典範第十条との関係に関する質問主意書

憲法第二十四条第一項には「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」とあるが、皇室典範第十条には「立后及び皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する」とある。

これに関し、以下質問する。

一 憲法第二十四条と皇室典範第十条との関係について、以下の1から3について政府の見解を示されたい。

- 1 皇室典範第十条は憲法第二十四条に照らし、合憲か。
- 2 前記一の1を合憲とする場合、その理由を示されたい。
- 3 皇室典範第十条の対象を、すべての皇族の方にすることは合憲か。

二 皇室会議（皇室典範第十条に規定される「皇室会議」をいう。以下同じ。）を開催する場合の手続について、以下の1から3について政府の見解を示

されたい。

- 1 皇室会議を開催する前、または開催し議決の手続を行う前に、立后または皇族男子本人の御意思を確認するのか。
- 2 皇室会議の議員は立后または皇族男子本人の御意思を踏まえて皇室会議を行うのか。それとも立后または皇族男子本人の御意思とは無関係に議事が進行するのか。過去の実績も踏まえ答弁されたい。
- 3 皇室会議を開催し、立后または皇族男子本人の御意思に反し、婚姻を認めない議決がなされた上で立后または皇族男子が婚姻なさる御意思がある場合、皇室典範第十条に規定する「皇室会議の議を経ること」を一応は満たして、婚姻は成立するのか。それとも、「皇室会議の議を経ること」とは、婚姻を認める議決が必要であることを意味するのか。

参議院議員浜田聰提出皇室経済法第六条に規定されている一時金不支給に関する質問に対する答弁書について（令和3年11月19日閣議決定）

一の1、3及び5について

皇族費（皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第三条の皇族費をいう。以下同じ。）は、同法第六条第一項において、皇族及び皇族であった者としての品位保持の資に充てるために支出するものとされており、政府の皇室制度の円滑な運用に対する責任の一環として、公益的観点から支出するものである。

したがって、政府は、基本的には皇族費を支出する義務があると考えられるものの、一般に、政府が一定の目的のために金銭等を支出することとされる場合において、その目的が達成されないことがあらかじめ明らかであるようなときにまで、その支出義務を負うと解するのは困難であることから、皇族がその身分を離れる際に支出する皇族費（以下「一時金」という。）について、当該皇族が一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らかな例外的な場合まで支出義務を負うものではないものと考えられる。

また、宮内庁は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条第七号に基づき「皇族に関すること」を所掌しており、一時金の支出についても所掌していると解されることから、一時金の支出義務の存否の判断は、その長である宮内庁長官により行われるものと考えられ、皇室経済会議が一時金の支出義務の存否の判断について役割を果たすことは制度上想定されていないと解される。

一の2について

皇族の身分を離れる者が一時金の受領に関し何らかの意思を表明することは、国事行為ではないため、内閣の助言と承認を必要とするものではなく、また、当該一時金の受領という、個別的な事柄についての当該皇族自身の個人としての行為又は対応に関する考えを述べるのに過ぎず、現行制度そのものの改変を意図するといった政治的見解を持つ、又は政治的な影響を持つような発言とはみられない。

したがって、皇族の身分を離れる者が一時金を受け取らないという意思を表明することや、政府がその意思の表明を踏まえて一時金の支出義務について判断することは、憲法第四条第一項に抵触するものではない。

一の4及び6について

今般の眞子内親王殿下（当時）に対して一時金を支出しないとする判断は、国会の定めた法律に従って適切に行われたものであり、別途国会への報告が必要とは考えていない。

二の1について

我が国の民事裁判権は、我が国内にいる全ての人に及ぶのが原則であり、皇族に民事裁判権が及ぶことを否定する明文の規定及び最高裁判所の判例はない

承知している。

二の 2 から 4 までについて

皇族が一般に自ら民事訴訟及び行政訴訟を提起することができるか否かについては、皇族であることを理由としてこれを否定する明文の規定はないと承知している。

三の 1 について

お尋ねの「誤った情報が事実であるかのような印象を与えかねない質問」は、政府に対するものではないことから、政府として見解を申し上げる立場はない。

三の 2 について

お尋ねについては、個人のプライバシーに関わる事柄であり、政府として見解を申し上げることは差し控える。

三の 3 について

お尋ねについては、「治療を支援する等の考え方」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、皇族の身分を離れた者は、政府において皇室関係の国家事務をつかさどる宮内庁が侍側奉仕（宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）第三条第三項の侍側奉仕をいう。）をする対象ではない。

四について

お尋ねについては、令和三年十月二十八日の記者会見において、宮内庁長官が「この度の御結婚に当たり、お二人の御健康と末永いお幸せをお祈りいたします」と述べているとおりである。

皇室經濟會議における議長説明

○一時金を支出しなかった例

・皇室經濟會議（昭和 22 年 10 月 13 日開催）の議長説明及び議案

このたび故依仁親王妃周子殿下外五十方の皇族が皇室典範第十一條、第十三條及び第十四條の規定により、昭和二十二年十月十四日を以て皇族の身分を離れられることとなつたのであります。これらの方々に對しましては、皇室經濟法第六條の規定により、皇族であつた者としての部分保持の資に充てる爲業離脱の際の一時金たる皇族費を、國庫より支出することとなつてゐるのであります。この一時金は、皇室經濟法及び全法施行法によつて定められてゐる、皇族費の年額の十五倍に相当する金額の範圍内において、皇室經濟會議の議を経て定める金額

なることをとまつてあつた事実

その金額に關しまして政府において準備いたしました原案は、
手許に配布いたしてあるものでありますが、以下これにつき
て概略の説明を致します。

この一時金額は皇籍を離脱せられた凡ての方に差上ぐべきで
ありますか、元章籍にあられた方々に對しては、諸般の事情を
考慮し之を除き、その他の方々に對し、皇室經濟法及び全法施
行法の規定にしたがつて算出したものであります。それぞれ
の御身分に應じた年金額に皇籍離脱後各御一家の中心となられ
るものと豫定せられますが、及び王妃については十五倍、その

他の方々にうるては十倍強を乗じた金額であります。その結果
は、お手許の核算にありますように、例えば御當主たる王だつ
らては御一方二百十萬圓、その他の王については百四十四萬九
千圓、王妃については内親王たる王妃百五十萬圓その他王妃
百五萬圓、女王については七十四萬九千圓等となるのであります。

現下の經濟情勢に顧ますと必ずしも充分な金額とは申されませんが、諸般の情況を考慮する時は適當と認められる金額と考
えております。

なお以上の一時金の支出に關しましては、本年度學費の過

加として四千七百四十餘萬圓を豫算に計上し、既に國會の議決を経てゐる次第であります。

以上議案を一括御説明致しました。よろしく御審議の上可決あらんことを願ひます。

總會第十一屆第十屆

聯合辦公室

昭和二十二年十月一日皇族の身分を離れる皇族に対する一時金額
による皇族費は、左の金額とする。

邦朝朝朝朝	昭建宏	王	王	王	王	王	王	王	王
通英典故多	子子子子子	女女女女女							
守正王妃伊都	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子
嘉王妃靜賀	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子
多千賀	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子
彥彥彥彥彥	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子	子子子子子
乃久子子子	女女女女女	女女女女女	女女女女女	女女女女女	女女女女女	女女女女女	女女女女女	女女女女女	女女女女女
美乃彥彥彥	王妃聽子內親王	王王王王王							
愼彥王妃聽子內親王	下下下下下	下下下下下	下下下下下	下下下下下	下下下下下	下下下下下	下下下下下	下下下下下	下下下下下

盛厚王妃成子內魏王
俊文子彦女王殿
故成久王妃房子內親王殿
永久王妃祥子殿
德子女王殿
光子王殿
子王殿
正治王殿
仁子女王殿
直子王殿
春子王殿
紀子王殿
素子王殿
慎子王殿
恒子王殿
下下下下下下下下

宮內省

八
號
紙

第92回帝国議会 衆議院 行政官庁法案外一件委員会 第1号
昭和22年3月19日

○齋藤隆夫君

次に宮内府法案につき、その内容の概略を御説明申し上げます。

その第一は、宮内府の権限に関する點であります。日本國憲法の施行とともに、一般行政官廳とは別系統でありました宮内省は、これを廢止いたし、國の行政官廳たる宮内府を設置することとした次第であります。宮内府の権限とするところは次の三つであります。

その一は、皇室關係の國家事務であります。すなわち皇室典範及び皇室經濟法の施行等、皇室關係の國家事務を所掌するのであります。

その二は、政令で定める天皇の國事に關する行爲にかかる事務であります。天皇の國事に關する行爲は、日本國憲法に列舉せられておりますが、そのうち特に宮内府の所掌とすることを必要とするもの、たとえばある種の儀式等に關すること等を政令で定め、これを宮内府の所掌とすることとしたわけであります。

その三は、御璽、國璽の保管であります。これも宮内府において保管せしめる事を適當と認め、その規定をおいたわけであります。

第二は、宮内府の職員に關する點であります。宮内府には長官以下所要の職員をおくことになつておりますが、宮内府の所掌事務の特性に鑑みまして、特に侍従長、侍従及び式部官を設けんといたしております。すなわち侍従長は側近に奉仕し、侍従は侍従長の職務を助け、式部官は儀式及び接待に關することを掌るものであります。さらに長官及び侍従長は、その職務の重要かつ特殊な點に鑑み、その任免について天皇の認證を要することといたしました。

第三は、宮内府の部局に關する點であります。宮内府の部局及び機關は、必要に應じてこれを政令で定めることといたしました。

第四は、宮内府の所轄に關する點であります。宮内府は、もとより行政系統に屬するものであります。内閣總理大臣の所轄に屬する旨を規定いたしました。

○ 皇室関連報道について（宮内庁ホームページ抜粋）

最近の報道の中には、事実と異なる記事や誤った事実を前提にして書かれた記事が多々見られます。このことにより、事実でないことが事実として受け止められ、広く社会一般に誤った認識が生ずることが懸念されます。このため、あまりにも事実と異なる報道がなされたり、更にはその誤った報道を前提として議論が展開されているような場合には、必要に応じ宮内庁として、正確な事実関係を指摘することといたしました。

質問主意書に対する答弁書（用例）

【一の 1について】

第 126 回国会 衆議院 大蔵委員会 第 10 号 平成 5 年 4 月 21 日

○古居説明員 先生おっしゃいましたように、去る四月十三日の閣議で國の儀式とする儀式が決まったわけでございまして、中身は三つございます。皇太子殿下の結婚式に係ります一連の儀式、行事のうち國の儀式といたしますのは、結婚の儀と朝見の儀と宮中饗宴の儀の三つの儀式でございます。結婚の儀と申しますのは、皇太子殿下と皇太子妃殿下が賢所におきまして結婚のお誓いをするという儀式でございます。それから朝見の儀と申しますのは、天皇、皇后両陛下が皇太子、同妃両殿下から結婚のあいさつを受ける、そういう儀式でございます。それから宮中饗宴の儀と申しますのは、皇太子殿下と皇太子妃殿下、両殿下の結婚を披露され、国民の代表の方々から祝福を受けられるため、宮中で饗宴を催されるものでございます。これらの儀式の性格でございますけれども、憲法第七条の定める国事行為として行われるものでございます。なお、経費の点につきましては、後ほど經濟主管の方から御答弁申し上げます。それから、国事行為以外の皇室の行事としてどういうものが行われるかということでございます。主なものだけ申し上げますと、これはもう四月十三日に行われた儀式でございますが、一つは、納采の儀というのがございました。これは、皇太子のお使いが妃となられる方の住まいに赴きまして、皇太子が結婚の約をなされる旨を述べて、いわゆる納采の品を呈するという儀式でございます。それから、昨日行われました告期の儀というのがございまして、これは、勅使が妃となられる方の、小和田邸に赴きまして、結婚の儀を行う期日を伝えるという儀式でございます。それから、結婚の儀のあった当日の夕方、供膳の儀というのがございます。これは、東宮仮御所におきまして、皇太

子、皇太子妃両殿下が初めてお膳をともにするという儀式でございます。それから、三箇夜餅の儀というのがございます。これは、皇太子、皇太子妃両殿下にお祝いのおもちを供するという儀式でございます。主な儀式はこういうものがございまして、この法的性
格は、皇室の内輪の行事でございまして、国事行為でもなく公的行為
でもない、その他の行為になるというふうに考えております。 それから、第三点目の御質問でございますが、三つの儀式を皇太子殿下は国事行為として行い、秋篠宮殿下の場合には国事行為としなかつた、どういうふうに差があるのかという御質問でございました。皇太子殿下の御結婚は、皇太子殿下が皇位継承の第一順位者であられるということ、それから我が国の憲法が皇位の世襲制を定めているということ、それから国民の関心が高く国民的慶祝の対象となるということなどから、その根幹をなす今申しました三つの儀式を国の儀式として行うことが適當だというふうに判断をしたものでございます。これに対しまして、秋篠宮殿下は皇位の継承第二順位者でございまして、皇太子殿下とは御身位が異なるということで、国事行為とはなされなかつたものでございます。以上でございます。

(一の1について)

第31回国会 衆議院 内閣委員会 第15号 昭和34年3月6日

○高辻政府委員 お答え申し上げますが、ただいま御質疑の中にありましたように、婚姻そのものが両性の合意に基いて行われるという面があることは申すまでもないことでございまして、従って皇太子殿下の御婚姻についても、御婚姻そのものがそういう一般的な性格を持っておることは当然のことだと思います。しかしながらこの御婚姻にまつわる結婚の儀とか、あるいは朝見の儀とか、あるいはそのほかの儀がございますが、そういう儀のうちの主要なものにつきまして、皇太子殿下の御婚姻を中心として、それにまつわるそういう

儀式そのものを国の国事行為といたしまして挙行されること、これは、その中核的なものが皇太子殿下の御婚姻という普通の両性の合意に基く性格を持つものであります、皇太子殿下の國法上における地位にかんがみまして、国民的関心がそれに集まることは、社会一般の事象でもございますし、当然に合理的であると認められますので、それを中核とするいろいろな儀式そのものを国事とすることは、別に差しつかえないのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○高辻政府委員 御質問のうちの御危惧になっている点はよくわかると思うのです。今御質疑がありましたような観点から、一般の青年の結婚というようなことに照らし合せて申し上げれば、これもゆっくり申し上げますが、たとえば一般の庶民における結婚というものが、その根源におきまして両性の合意によってやられるということは、これはもとより申すまでもないことで、その限りむろん合意の意思能力を持ち、そこで成立するというのが当然のこととございますけれども、その婚姻ということとそれから結婚の儀式というものは、実は本質的に全く同じものであるというふうにはやはり言えないのであって、本人同士が婚姻の意思を決定して合意をするということ自身が、両性の本質的平等に基く合意によってなるということと、それからそれは本人にとっての一生の重大事であるから、それを何といいますか、大いに印象的ないろいろな儀式でもって行なっていくということとは、実は二つの事柄であるわけでございます。まあ簡単に申し上げますれば、たとえば婚姻をした、その結果を皆さんに御披露するということ、これは親がやるからといって、本人の意思能力とかあるいは本人が能力がないとかいうことにはならないのではないかというふうに考えるわけでございます。皇太子殿下の御婚姻の場合にも、その理は同じことでございますので、そのうち特に皇太子殿下というものは、いわゆる憲法上における皇位の世

襲性からくる特異のものとして、それ相応の取扱いがなされてしかるべきだということになることは、これは明白なところだと思いますが、そういう関係からそれにまつわる儀式そのものを国事とすることは、差しつかえないのだろうというふうに考えるわけでございます。

○高辻政府委員 前段の問題は、実は当初御質疑になりましたそのことでございますので、実は今まで御説明したことで御納得いただけないのは残念でございますが、簡単にもう一度申し上げますと、要するに当人同士の合意に基く婚姻そのものと、それからその婚姻を意義あらしめるというか、盛大にやるというか、そういう意味の儀式というものは、これは離しては、実は両方、婚姻があるから実は結婚の儀があることは、これは当然でございますけれども、その中身の中核体である婚姻そのものとそれからそれにまつわる諸儀式、たとえば朝見の儀にせよ、それから宮中の何と申しますのか、いろいろ各界の人々を呼んで御披露的なことをなさる、そういうこと、そのこと等はやはり別なことでございまして、それ自身を国事行為とすることは、そうだからといって婚姻が無能力者扱いになるということにはならぬのだろうというふうに思うのであります。それからもう一つ、御質疑の中の根本は、憲法七条の十号に「儀式を行うこと。」ということはあるけれども、儀式を行うということは果していかなるものを言うのかというふうなあれには制限があるのじやないかというようなお尋ねもあったかと存じますが、これにも触れてお答えを申し上げますが、なるほど憲法の規定は国事行為というものを非常に制限しておりますし、七条に列挙されたこと、厳密にいえばそのほかにも六条の任命行為というようなことがございますが、七条の関係だけに限ってみると、そこにありますことはしばったものでありますから、その意味で相当限定的に解さなければならぬことは、これまた言うまでもないと思いますけれども、儀式を行うことというの

は、一体いかなるものを国事行為としての儀式と考えるかと仰せになれば、それはやはり国家機関としての天皇がそれをするにふさわしいものとして合理的に考えられるようなものなら、いわゆる儀式を行うことということのうちの儀式に入れてよかろうというふうに考えられるわけであります。その例といたしましては、立太子の礼とか、成年式の御藏とか、そういうものが前例としてはあるわけでございまして、今回の結婚の儀をそれらと別にして国事行為としないといふものもいかがかというふうに考えられるわけであります。

(一の1について)

第104回国会 参議院 予算委員会 第19号 昭和61年4月1日
○政府委員（茂串俊君） お答え申し上げます。 ただいま御質問にございました天皇の公的行為につきましてどのような制約あるいは限界があるかという御質問と承りましたが、これにつきましては前々から何回か御答弁申し上げておりますように、大略三つのことが考えられます。 第一は、国事行為におけると同様に国政に関する機能が含まれてはならないということ、すなわち政治的な意味合いを持つといったようなものが含まれてはならないということ。それから第二には、その行為が象徴たる性格に反するものであってはならないということ。第三番目には、その行為について内閣が責任を負うものでなければならぬということでございまして、このような限界あるいは条件と申しますものは、皇太子その他の皇族が、その皇族という特殊な地位に基づいていわゆる公的行為をなされるという場合におきましても、これに準じて考えるべきものであるというふうに我々としては考えております。

(一の 1について)

【「直近の例」の例】

衆議院議員坂本哲志（自）提出意見の申出に対する関係行政庁等の回答に関する質問に対する答弁書について（平成二十三年二月十八日閣議決定）

（答弁）

二の 6について

核燃料サイクル開発機構から聴取したところ、お尋ねの使用履歴についての直近の例は、次のとおりであるとのことである。

新型転換炉「ふげん」に関しては、JCOから出荷された硝酸ウラニル溶液を平成八年四月から同年十一月にかけて混合転換し、これにより製造されたウラン・プルトニウム混合酸化物粉末を、平成十二年十一月から平成十四年十一月にかけて炉心に装荷された五十九体の燃料集合体の一部として用いた。

高速実験炉「常陽」に関しては、JCOから出荷された硝酸ウラニル溶液を平成八年一月から同年四月及び同年十一月から平成九年二月にかけて混合転換し、これにより製造されたウラン・プルトニウム混合酸化物粉末を、平成八年十月から平成十五年十二月にかけて炉心に装荷された百十六体の燃料集合体の一部として用いた。

（質問）

6 「ふげん」「常陽」用ウラン溶液の旧動燃に出荷後の使用履歴について、混合転換履歴、製造燃料集合体数及び装荷の時期の詳細を示されたい。

(一の 1について)

【「が挙げられる」の例】

参議院議員有田芳生（立憲・国民・新緑風会・社民）提出拉致被害者等の捜査・調査に関する質問に対する答弁書について（令和二年四

月四日閣議決定)

(答弁)

二について

御指摘の「関係機関の検査・調査の結果集められた拉致被害者等の情報」が具体的にどのようなものを指すのか明らかではないが、一般に、国の行政機関の保有する行政文書については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第三条の規定により、何人も、同法の定めるところにより、行政機関の長に対し、その開示の請求をすると能够とされているところであり、当該行政機関の長は、当該請求があったときは、同法第五条の規定により、当該請求に係る行政文書に同条各号に定める不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないとされているところである。一方で、同法の規定の適用を除外することとしている法令の規定としては、例えば、刑事訴訟法第五十三条の二第一項が挙げられるところであり、同項においては、訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は適用しないとされているところである。

(質問)

二 関係機関の検査・調査の結果集められた拉致被害者等の情報は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）の適用を受け情報公開の対象となりますか。もし、適用を受けない場合には、その根拠となる理由と法令の条文をお示しください。

(一の1について)

【「法律上の地位」の例】

衆議院議員坂本哲志（自）提出意見の申出に対する関係行政庁等

の回答に関する質問に対する答弁書について（平成二十三年二月十八日閣議決定）

（答弁）

三について

法律上の地位が与えられている地方公共団体の全国的連合組織が当該組織を構成する地方公共団体の意見を集約して申し出た意見に対して、内閣が誠実に対応すべきことは当然であるが、地方自治法第二百六十三条の三第二項の規定に基づく意見の申出は、「地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項」に関することであり、幅広い事項について、必要に応じて隨時行うことができることとされていることから、それらの全てについて内閣に一律に強い回答義務を課すこととはせず、同条第三項において「遅滞なく回答するよう努めるもの」とする一方、地方公共団体にとって極めて重大な関心、利害のある場合であると考えられる「当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる国の施策に関するものであるとき」については、同条第四項において「これに遅滞なく回答するもの」としているものであり、このような現行制度を改めて、地方公共団体の全国的連合組織からの意見の申出全てについて内閣に一律に回答を義務付けることとする必要はないと考えている。

（質問）

三 地方自治法第二百六十三条の三第三項で「遅滞なく回答するよう努めるものとする」と規定しているが、これを誠実に回答することを内閣に義務付けるという見解につき、菅内閣総理大臣の見解如何。

(一の 1について)

【「として行われたものである」の例】

衆議院議員阿部知子（立憲）提出福島県の「県民健康調査」委託事業に関する質問に対する答弁書について（平成三十年六月十五日閣議決定）

(答弁)

一及び二について

御指摘の「今村発言は、復興大臣としての公務として行われた」の意味するところが明らかではないが、今村復興大臣による平成二十九年四月四日の閣議後記者会見は、公務として行われたものであるが、お尋ねの「今村発言は、復興大臣としての公務として行われた」及び「政府として共有されている認識である」の意味するところが明らかでなく。

二について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

(質問)

一 二次検査の「診察」欄に記載され、検討委員会では公表されない情報について。検討委員会での公表情報は、診察で得られている情報よりも限定的である。二次検査で医師が実際に検査結果を記入する用紙「県民健康調査 甲状腺検査（二次検査）受付票」を見ると、「初診」に続いて「診察2」から「診察6」までの記入欄がある。

- 1 検討委員会で公表されてきた「細胞診受診者数」は、「初診」で細胞診を受診し、その数が検討委員会で公表されている数だと考えられるが、政府の見解はどうか。
- 2 「診察2」から「診察6」までは、検討委員会で「診察（予定）」または「経過観察」と説明されてきた数に入ると考えら

れるが、政府の見解はどうか。

二 二次検査の「診断」欄に記載され、検討委員会では公表されない情報について。

検討委員会では現在、二次検査の診断結果として、=結節やのう胞を認めなかった場合の「A 1相当」、=五・〇ミリメートル以下の結節や二十・〇ミリメートル以下ののう胞を認めた場合の「A 2相当」、=五・一ミリメートル以上の結節や二十・一ミリメートル以上ののう胞を認めた場合の「A 1、A 2相当以外」に三分類して人数を報告している。

しかし、「県民健康調査 甲状腺検査（二次検査）受付票」を見ると、「二次検査診断」の欄には、検討委員会で公表されている三分類より詳しく、「診断名」も含めて医師が記入する形式となっている。甲状腺検査の一巡回目から三巡回それぞれの、以下1～5について政府の承知するところを明らかにされたい。

- 1 「二次検査診断」の欄で、「診断名」の欄が記入されている数。
- 2 1のうち「結節性病変」「甲状腺がん疑い」などと診断された人数。
- 3 「次回の一次検査」にチェックが入った人数。
- 4 「保険診療」（甲状腺結節およびのう胞に関するもの）にチェックが入った人数。
- 5 「その他の保険診療」にチェックが入った人数。

(一の1について)

【「特別な地位に」の例】

参議院議員斎正敏（護憲リ）提出国連安全保障理事会常任理事国の義務に関する質問に対する答弁書について（平成六年十一月十八日閣議決定）

(答弁)

1 及び 2 について

現行の国連憲章上、安全保障理事会常任理事国は、その特別な地位に伴うものとして、国連における活動の一部について、他の加盟国と異なった次のような扱いを受けている。すなわち、安全保障理事会の常任理事国として選挙を経ずに議席を確保すること（国連憲章第23条第1項）、表決に当たっていわゆる「拒否権」を有すること（国連憲章第27条第3項）、軍事参謀委員会は安全保障理事会の常任理事国の参謀総長又はその代表者で構成すること（国連憲章第47条第2項）及び信託統治地域の施政を行っているか否かにかかわらず、安全保障理事会常任理事国は信託統治理事会を構成すること（国連憲章第86条第1項）である。

国連平和維持活動に対する分担金については、昭和48年以来、累次の国連総会決議に従って、安全保障理事会常任理事国が通常分担金の分担率を超えた追加的な負担を行ってきており、国連憲章改正後の安全保障理事会常任理事国の地位については、様々な様相が有り得るので、現時点において、一定の権利義務を前提として我が国の義務の履行について確定的に論ずるのは困難である。いずれにせよ、我が国は、憲法の範囲内で安全保障理事会における責任を果たす所存である。

(質問)

- 1 政府は、常任理事国には制度上又は慣例上何らかの義務が存在すると考えているのか。
- 2 何らかの義務が存在する場合、たとえそれが軍事的な義務であっても、我が国は、常任理事国入りすれば、その義務を履行するつもりなのか。

(一の2から4までについて)

第113回国会 参議院 内閣委員会 第7号 昭和63年10月20日

○政府委員(味村治君) 天皇の国事行為につきましては憲法の第三条から第七条まで規定がされているところでございます。そして、この天皇の国事に関するすべての行為には内閣の助言と承認を必要としたしまして、内閣はその責任を負うということは憲法第三条の明記するところでございます。そこで、天皇の国事行為といたしまして憲法に列挙されたところを見ますというと、非常に形式的な行為もございますが、例えば国会の召集でございますとか衆議院の解散でございますとかいうように政治的なものもあるわけでございます。したがいまして、国政に関する事項もこの天皇の国事行為の中に含まれている、こういうことになるわけでございます。 そうしますと、憲法第四条第一項の「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。」、この規定との関係がどうなるのか、こういう問題になるわけでございまして、御質問は恐らくそうだと思うのでございます。ここで天皇の国事に関するすべての行為には内閣の助言と承認を必要とするということは、内閣が実質的に決定をすることでございまして、そして天皇はそれに形式的名的に参加されるということが通説でもあり政府の解釈でもあるわけでございます。したがいまして、国会を召集するとかあるいは衆議院を解散するということは、これは内閣が実質的に決めているわけでございまして、天皇はそれに形式的名的に御参加になるということになります。したがって、憲法第四条で国政に関する権能を天皇は有しないとされておりますが、これは国政に実質的な影響を与えるような行為をすることはできませんよ、こういう意味でございますので、内閣が実質的に決定したところに天皇が形式的名的に参加されるということは、これは国政に関する権能を有しないということには決して違反していないというのが私どもの政府の解

釈でございます。(以下略)

(一の2から4までについて)

第75回国会 衆議院 内閣委員会 第6号 昭和50年3月14日

○角田(礼) 政府委員 ただいま先生は、国事行為と言われましたけれども、御趣旨は公的行為であろうと存じますが、国事行為につきましては、お話の中にもありましたように、憲法で内閣の助言と承認とを必要とするということになっているわけでございます。 公的行為につきましては、これは憲法で言う国事行為でございませんから、そういう意味では、憲法に定める内閣の助言と承認というものはあり得ない、こういうことをまず第一に申し上げられると思います。

次に、この公的行為は、先ほども申し上げましたように、天皇の自然人としての行為の一つでございます。したがいまして、国事行為をおやりになる立場と違いまして、やはり天皇の御意思というものが、そこで非常に大きな意味を持つことは当然であろうと思ひます。そこで従来、公的行為、これは私的行為も同じでございますが、天皇の御意思というものが実質的にそこに働くということを申し上げているわけでございます。ただこれは、基本的な問題になりますけれども、天皇は象徴としての地位を持っておられるわけでございますけれども、それについて、全く天皇の御意思だけで一切の物事を決するというのは、これは恐らく憲法の趣旨ではないと思ひます。 そういう意味におきまして、私的行為についても、天皇が全く個人として天皇の御意思どおりで動くのではなくて、やはり広い意味の行政の一部として天皇のお世話をすると申しますか、公的行為なり私的行為というものが憲法の趣旨に従って行われるようにいろいろ配慮する、そういうものが行政の責任であろうと思ひます。このことは、御承知かと思ひますが、宮内庁法の皇室関係の国家事務あるいは先ほどもお話が出ておりましたけれども、その上の総理府、さらには最終的に

は内閣の責任という形で行政組織の上でもそれぞれの機関が事務を分担して、そして天皇の公的行為なり、あるいは私的行為について行政の責任を尽くしているということに相なるわけでございます。

(一の2から4までについて)

第118回国会 衆議院 予算委員会 第18号 平成2年5月17日

○工藤政府委員 お答え申し上げます。今委員御指摘の天皇の公的行為の問題でございますが、決して私ども拡大するというふうなことではございませんで、昭和四十八年当時既に田中総理もおっしゃられておりまし、あるいは私どもの法制局長官の高辻、吉國、角田、茂串といった歴代の法制局長官がお答えしているところでございます。申し上げますと、天皇の行為には国事行為、公的行為及びこれらのいずれにも当たらない行為、こういう三つがあるということでございます。いわゆる天皇の公的行為というのは、憲法に定める国事行為以外の行為で、天皇が象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われるものという、こういうことでございます。 で、天皇の公的行為、今憲法上の位置づけという御質問でございますが、憲法上明文の根拠はないけれども、そういう意味で象徴たる地位にある天皇の行為、こういうことで当然認められるところである、かようにお答えしてきているところでございます。また、天皇の公的行為というのは今申し上げましたように国事行為ではございませんので、国事行為の場合にはいわゆる憲法に言う内閣の助言と承認が必要であるということになっておりますが、天皇の公的行為の場合にはそこで言う内閣の助言と承認は必要ではない。また、あくまで天皇の御意思をもととして行われるべきものではございますが、当然内閣としても、これが憲法の趣旨に沿って行われる、かように配慮することがその責任であると考えております。 それから、若干、限界といいますか、そういう意味のことのお尋ねもあったと思いますが、天皇の公的

行為というのは、今申し上げましたような立場で、いわゆる象徴というお立場からの公的性格を有する行為でございます。そういう意味では、国事行為におきますと同様に国政に関する権能が含まれてはならない、すなわち政治的な意味を持つとかあるいは政治的な影響を持つものが含まれてはならないということ、これが第一でございます。第二が、その行為が象徴たる性格に反するものであってはならない。第三に、その行為につきましては内閣が責任を負うものでなければならぬ。かようなことであろうと思います。 内閣が責任を負うという点につきましては、その行為に係る事務の処理が行政に属すると考えられますので、憲法六十五条によりまして行政権の主体とされる内閣がそれについて責任を負うべきことであろう、かようにこれまでにお答えしておりますし、お答え申し上げたい、かように思います。

(一の2から4までについて)

第198回国会 参議院 予算委員会 第8号 平成31年3月13日
○政府特別補佐人（横畠裕介君） 天皇の行為は、①国家機関としての行為である国事行為、②象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われる公的行為、③その他の行為の三つに分類されます。 まず、国事行為は、国家機関としての天皇の行為であり、その内容は、憲法第四条第二項、第六条及び第七条に規定されているとおりでございます。 また、憲法第四条第一項におきまして「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを」行うと定められており、憲法第三条において「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。」と定められているところでございます。 もっとも、言うまでもなく、天皇は、国家機関としての国事行為を行う以外にも、自然人として様々な事実行為を行うことがございます。 ②の天皇の公的行為は、このような事

実行為のうち、憲法第一条に規定する「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」としての地位に基づいて公的な立場で行われるものであり、憲法上の明文の根拠はありませんが、象徴としての地位にある天皇の行為として当然に認められるものと解されます。天皇の公的行為は、国事行為ではないので、憲法に言う内閣の助言と承認は必要ではなく、あくまでも天皇の御意思を基として行われるべきものですが、象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われるものであることから、当然、内閣は、これが憲法の趣旨に沿って行われるよう配慮すべき責任を負っております。具体的に申し上げますと、天皇の公的行為については、①国事行為におけるのと同様に、国政に関する権能が含まれてはならない、すなわち、政治的な意味を持つとか、あるいは政治的な影響を持つものが含まれてはならない、②象徴たる性格に反するものであってはならない、③内閣が責任を負うものでなければならないという制約があると考えられ、直接には宮内庁が、最終的には内閣がその責任において配慮しているところでございます。③のその他の行為でございますけれども、天皇の自然人としての事実行為のうち公的行為以外のものでございますけれども、そのような行為である限りは基本的に内閣が関与することではございませんが、政治的な意味を持つものが含まれてはならないといった制約はあると考えられているところでございます。

(一の2から4までについて)

【「の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である」の例】

参議院議員小西洋之（立憲）提出菅内閣が目指す社会像「自助・共助・公助、そして絆」に関する質問に対する答弁書について（令和2年10月2日閣議決定）

(答弁)

九について

御指摘の「日本国憲法にある理念や政策方針」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、「自助・共助・公助、そして絆」の趣旨については、一、二、八及び十について及び三及び四について述べたとおりである。

(質問)

九 「我々が目指す社会像は「自助・共助・公助、そして絆」という見解は日本国憲法にある理念や政策方針と調和するものなのか。調和すると考える時はそう考える理由について分かりやすく説明されたい。

(一の2から4までについて)

【「国家機関としての行為である」の例】

衆議院議員石関貴史（民進）提出天皇陛下のご公務に関する質問に対する答弁書について（平成28年12月16日閣議決定）

(答弁)

一及び二について

お尋ねの「天皇陛下のご公務はどのようなものがあるか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、天皇の行為は、国家機関としての行為である国事行為、自然人としての事実行為のうち象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われる公的行為及び公的行為以外の自然人としての事実行為であるその他の行為に分類される。その上で、国事行為は、憲法第四条第二項、第六条及び第七条に規定する行為であり、公的行為には、新年一般参賀へのお出ましや全国戦没者追悼式への御臨席等がある。他の行為には、宮中祭祀（し）に行われることや生物学御研究等があり、宮中祭祀には、歳旦祭や新嘗（なめ）祭等がある。

お尋ねの「費やされるお時間」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

(質問)

- 一 年間において天皇陛下のご公務はどのようなものがあるか、また費やされるお時間はどれほどか。
- 二 宮中祭祀についてはどのようなものがあるか、また、それらに費やされるお時間はどれほどか。

(一の2から4までについて)

【「決定することを意味する」の例】

参議院議員飯田忠雄(公)提出憲法第七条をもつて衆議院議員たる公務員を罷免することに関する質問に対する答弁書について(昭和六十一年五月十五日閣議決定)

(答弁)

2について

内閣が実質的に衆議院の解散を決定する権限を有することについては、内閣参質104第28号(昭和61年4月8日)の答弁書において述べたとおりである。すなわち、憲法第7条は、天皇は、内閣の助言と承認により、同条各号に掲げる国事に関する行為を行う旨を定めている。同条の国事に関する行為には、例えば「認証すること」、「儀式を行うこと」のように形式的・儀礼的なものもあるが、衆議院の解散のように国政に関するものが含まれており、このような行為も天皇が内閣の助言と承認によって行うことは明文の示すところであり、天皇は、実質的に決定する権限を有しないのであるから、このような行為についての内閣の助言と承認は、内閣が実質的に決定することを意味すると解される。

(質問)

- 2 内閣が実質的に衆議院の解散を決定する権限を憲法第7条を

根拠に有するというが、同条は、衆議院解散にあたり天皇が行う國事に関する行為について内閣の助言と承認が必要である旨を規定しているにとどまり、同条が国政に関することについての規定ではないことは、条文に明らかである。それ故、同条を根拠に内閣が国政行為にあたる衆議院解散の実質的決定権を有するとするのは、独断をもつて憲法を改めるものであるとの批判が生ずるゆえんである。このことについて、従来内閣の答弁書が繰り返し述べてきたところは、本議員を納得させる合理的理由がない。よつて納得しうる理由を示して説明されたい。

(一の2から4までについて)

【「その決定に当たり」の例】

参議院議員福島瑞穂（社民）提出東京電力MOX燃料の品質保証確認に関する質問に対する答弁書について（平成十二年九月十九日閣議決定）

（答弁）

三の4について

通商産業省においては、東京電力が、平成6年に行った工程調査の結果により、ベルゴ社において、2つの製造工程のうち、一方は抜取りによる計測、他方は全数レーザ自動計測であると理解し、このことを通商産業省に説明したことを受け、御指摘のような説明を行っていたものであり、昨年においても、このような説明を行っていたのは、当該工程調査の後に、同社において製造工程の変更が行われ、いずれの製造工程においても全数レーザ自動計測が行われていることを把握していなかったためである。

なお、通商産業省においては、東京電力は、MOX燃料ペレットの外径の全数レーザ自動計測は、ベルゴ社の製造工程においてMOX燃料ペレットの研削機の調整のために行われているものである

ところ、このような研削機の調整方法については、ベルゴ社内で決定する事項であり、その決定に当たり東京電力の了解を得る必要がないことから、福島3号機用MOX燃料ペレットについては、福島3号機用MOX燃料ペレットに関する品質管理状況の再確認の時点までこれを把握しなかったと承知している。

(質問)

三 4

昨年秋の通産省の説明では、約五〇%が全数自動計測、残りの約五〇%は抜取りによる計測という説明が行われていた。この説明は、今年二月二十四日にまとめられた東電報告書から変わるが、これ以前に通産省及び東京電力が誤って理解していた原因は何か。

(一の2から4までについて)

【「意思に基づき行われるもの」の例】

参議院議員藤末健三（民主）提出インターネットによる選挙運動解禁を受けた対応に関する質問に対する答弁書について（平成二十五年五月十七日閣議決定）

(答弁)

三の1について

インターネット等を選挙運動で使用することについては、一般に、金のかからない選挙の実現に資すると考えているが、選挙運動は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に定められた範囲内でそれぞれの公職の候補者等の自由な意思に基づき行われるものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

(質問)

三 インターネットによる選挙運動の解禁と選挙運動費用

1 一般に、インターネットによる選挙運動を解禁することによる効果の一つとして、選挙運動費用の削減が可能となることが

挙げられる。そこで、今回の改正公職選挙法が選挙運動費用にどのような影響を及ぼすと見込まれるか。政府の見解を示されたい。

(二の 1について)

【敬語を使用している例】

第 203 回国会 参議院 外交防衛委員会 第 6 号 令和 2 年 12 月 3 日

○大塚耕平君 ということは、宮内庁が根拠にしている、あるいは保持している資料からすると、誰の意思で十一宮家は皇籍離脱をされたことになるんですか。

○政府参考人（小山永樹君） ただいまの皇室会議の会議録の中にもございますけれども、皇族の中から御意思を表明せられる向きがあつたと、こういうことであるというふうに存じております。

(二の 1について)

【「〇〇方」の例】

第 198 回国会 参議院 財政金融委員会 第 10 号 令和元年 5 月 16 日

○政府参考人（小山永樹君） お答え申し上げます。

昭和二十二年十月十四日に皇室典範の規定に基づきまして皇室離脱した方々、十一宮家五十一方あります、うち男性皇族二十六方と承知をしております。

一方、その子孫の方々につきましては具体的には承知しておりませんで、その後のフォローにつきましては、個人のプライバシーに関わることでもありますし、また、旧皇族は皇籍離脱後は宮内庁としてお世話を申し上げる対象ではございませんことから、極めて慎重な対応が必要であるというふうに考えております。

(二の2及び3について)

【「昭和〇〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで」の例】

衆議院議員辻元清美（立民）提出日本学術会議会員の任命を拒否された6名の研究者に関する質問に対する答弁書について（令和2年11月17日閣議決定）

（答弁）

一について

お尋ねの「委員会や審議会、研究会等」の具体的に意味する範囲が必ずしも明らかではないが、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条若しくは第八条又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条、第四十九条若しくは第五十四条の規定に基づき設置された合議制の機関（以下「委員会等」という。）の委員等（以下「委員等」という。）として、お尋ねの六名と考えられる者が任命された事実の有無を、関係文書が保存されている期間について確認したところ、令和二年十一月十一日時点では把握している限りにおいて、委員等に任命された事実のある者は岡田正則氏及び加藤陽子氏であり、両氏が任命された委員等に係る①委員会等の名称、②委員会等を所管する省庁、③委員会等における官職、④両氏の在任期間、⑤任命権者及び⑥任命の根拠規定は、それぞれ次のとおりである。岡田正則氏①司法試験委員会②法務省③司法試験考查委員④平成二十年六月九日から同年十月三十一日まで、平成二十一年六月八日から同年十月三十一日まで、平成二十二年六月七日から同年十月三十一日まで、平成二十三年六月六日から同年十月三十一日まで、平成二十四年六月十三日から同年十月三十一日まで、平成二十五年六月十二日から同年十月三十一日まで、平成二十六年六月十一日から同年十月三十一日まで、平成二十七年六月十日から同年十月三十一日まで、平成二十八年六月八日から同年十一月三十日まで及び平成二十九年六月十

四日から同年十一月三十日まで⑤法務大臣⑥司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第十五条第二項 加藤陽子氏①公文書管理委員会②内閣府③委員④平成二十二年七月六日から平成二十六年七月五日まで⑤内閣総理大臣⑥公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二十八条 第三項

(質問)

一 以下の六名の方々について、過去に政府は委員会や審議会、研究会等の委員等に任命した事実はあるか。その会議等の名称・当該在職期間・所管省庁名・役職について、また誰が任命したのか、その根拠も含め明らかにされたい。芦名定道・京都大学教授、宇野重規・東京大学教授、岡田正則・早稲田大学教授、小澤隆一・東京慈恵会医科大学教授、加藤陽子・東京大学教授、松宮孝明・立命館大学教授。

(二の2及び3について)

【「同年○月○日に開催されたもの」の例】

衆議院議員木村太郎（自）提出日本郵便の来春採用見送りに関する質問に対する答弁書（平成23年2月10日閣議決定）

(答弁)

二について

御指摘の説明会とは、平成二十二年十月から同年十二月上旬までに開催されたものを指すと考えられるところ、これらの説明会は会社単独で開催したものではなく、日本郵政グループが例年の採用スケジュールに従い同グループ全体として実施したものであり、会社としてはその業務内容の紹介等にとどまり、採用希望者による応募を受け付ける段階には至っていなかったものと会社から聞いている。これらの説明会については、日本郵政グループ及び会社の自主的な経営判断に基づき開催されたものであり、政府とし

て見解を述べる立場にはないと考えている。

(質問)

二 一に関連し、来春採用見送りの理由を業績悪化としているが、何故、昨秋から例年通りの採用を前提に学生達を対象にした説明会を開催したのか、菅内閣の見解如何。

(二の2及び3について)

【「同日の皇室経済会議において」の例】

参議院議員小西洋之（立憲・国民・新緑風会・社民）提出安倍総理の防衛大学校の卒業式での訓示に関する質問に対する答弁書について（令和2年6月30日閣議決定）

(答弁)

二について

今般の自衛隊による情報収集活動については、我が国と中東地域の関係国との間の良好な二国間関係や、我が国の活動に対する理解を促進するための外交努力等を踏まえれば、特定の国家が、日本関係船舶であることを認識し、これらの船舶に対して武器等を使用した不法な侵害行為を行うことは基本的ないと考えており、このことを前提にすれば、当該自衛隊による情報収集活動が、憲法第九条との関係で問題を生ずるものではないと考えている。また、一般論として、政府としては、従前から、自衛隊がその任務を遂行するために行う情報収集活動によって得られる情報を、一般的な情報交換の一環として提供することは、実力の行使に当たらず、憲法上の問題はないと考えているところ、今般の自衛隊による情報収集活動に際して実施する米国等との情報共有は、航行の安全確保のための一般的な情報交換の一環として実施するものであり、憲法上の問題はないと考えている。これらの趣旨は、令和二年一月十七日の衆議院安全保障委員会及び同日の参議院外交防衛委員会における政府の答弁を始めとして、

同月二十日に召集された第二百一回通常国会を通じて、累次の機会に政府として答弁してきたところ、「憲法九条への適合性についての国会質問に対して安倍総理ら政府は徹底した答弁拒否を講じている」との御指摘は当たらず、「こうした安倍総理ら政府の姿勢こそ、自衛隊員やその家族の尊厳を重んじない暴挙というべきもの」との御指摘は当たらない。

(質問)

二 当該自衛隊の中東派遣については、過去の自衛隊の海外派遣の際の「非戦闘地域」等の自衛隊が他国軍との戦闘に巻き込まれず、かつ、自衛隊が他国軍の武力行使と一体化することがない法律による仕組みが何ら講じられていないが、その憲法九条への適合性についての国会質問に対して安倍総理ら政府は徹底した答弁拒否を講じているが、こうした安倍総理ら政府の姿勢こそ、自衛隊員やその家族の尊厳を重んじない暴挙というべきものでないのか、安倍総理及び政府の見解を示されたい。

(二の2及び3について)

【「明示的な」の例】

参議院議員福島みづほ（社民）提出 JCO におけるウラン溶液製造の許可に関する質問に対する答弁書（平成17年3月4日閣議決定）

(答弁)

一について

昭和五十六年度当時、株式会社ジー・シー・オー（旧日本核燃料コンバージョン株式会社を含む。以下「JCO」という。）が得ていた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可（以下「使用の許可」という。）に係る申請書の管理棟にある使用施設に

関する記載部分及び原子炉等規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可（以下「加工事業の許可」という。）に係る申請書の第1加工施設棟及び第2加工施設棟に関する記載部分において、硝酸ウラニル溶液をお尋ねの「最終製品」とする明示的な記載はないが、使用又は加工の工程の中で硝酸ウラニル溶液を製造する旨の記載がある。

(質問)

- 一 「常陽」「ふげん」用硝酸ウラニル溶液製品の製造許可について
- 1 答弁書では、「昭和五十六年度当時、JCOは、原子炉等規制法第五十二条第一項の規定に基づき、管理棟にある使用施設において天然二酸化ウラン粉末を硝酸に溶解して硝酸ウラニル溶液にする工程を含む核燃料物質の使用の許可を得ている。」と説明している。この「硝酸ウラニル溶液にする工程を含む」とは、最終製品としてウラン粉末を製造する工程の途中でいったんウラン溶液の状態になることであり、硝酸ウラニル溶液を最終製品として製造する許可を得ていることではないのではないか。

(三の1から3までについて)

【「お尋ねについては、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）に関するものであり、国会において御判断いただくべき事柄であると考えている。」の例】

衆議院議員丸山穂高（無）提出国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律に関する質問に対する答弁書について（令和3年5月14日閣議決定）

(答弁)

- 一について

お尋ねについては、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法

律（昭和二十二年法律第八十号）に関するものであり、国会において御判断いただくべき事柄であると考えている。

(質問)

一 第九条第一項において、「各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額百万円を受ける。」と規定している。

この「通信をなす等のため」の「等」はどのようなものと考えるか、具体的な事例を示して答えられたい。

(三の4について)

【「諸般の事情を総合考慮して」の例】

衆議院議員島聰（民主）提出法務省によるプロバイダー等への情報削除要請に関する質問に対する答弁書（平成16年8月11日閣議決定）

(答弁)

お尋ねの一の2から5までに関して申し上げると、名誉毀損の不法行為については、問題とされる表現行為が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受けける客観的評価を低下させるものであれば成立し得る（最高裁判所平成九年五月二十七日第三小法廷判決、民集五十一巻五号二千二十四頁）が、その行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立せず、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には、故意又は過失がなく、不法行為は成立しない（最高裁判所昭和四十一年六月二十三日第一小法廷判決、民集二十巻五号千百十八頁）と解される。また、プライバシー侵害の不法行為については、私生活上の事実又は私生活上の

事実らしく受け取られるおそれがあり、かつ、一般人の感受性を基準にして当該個人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められ、一般の人々にいまだ知られていない情報については、これをみだりに公開されない法的利益がある（東京地方裁判所昭和三十九年九月二十八日判決、判例時報三百八十五号十二頁）と考えられ、その情報を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に、これをみだりに公表する行為について不法行為が成立する（最高裁判所平成十五年三月十四日第二小法廷判決、民集五十七巻三号二百二十九頁）と解される。右に示した判例等に照らして、インターネット情報の掲載が、法務局、地方法務局又は法務省人権擁護局による調査の結果、名誉毀損又はプライバシー侵害と認められ、かつ、当該被害者が自ら被害の回復及び被害の拡大の予防を図ることが諸般の事情を総合考慮して困難と認められる場合には、法務省人権擁護機関が行う削除要請の対象となる可能性がある。

(質問)

- 一 以下の例について、法務省人権擁護機関による削除要請の対象となる可能性があるか否か質問する。明確にお示しいただきたい。
 - 2 平成十四年八月頃、高知県佐川町のホームページ内の掲示板に、町長選挙に関係することなどで町長を中傷する文章が掲載され、書き込んだ男が名誉毀損で逮捕された。このように公職にあるものが中傷される事例はどうか。
 - 3 平成十五年十月、長野県駒ヶ根市の市長と思わせる人物が裸の女性と一緒にいる画像がインターネットの掲示板に掲載される事件が起こった。このように、公職にある者の私的な生活を暴き中傷するような事例はどうか。
 - 4 平成十五年七月から九月にかけて、徳島県阿南市の市長に立候補を予定している前衆議院議員が、大手インターネット掲示

板に長男を中傷する書き込みをされる事件があった。このように公人本人ではなく、その親族等を中傷する書き込みがなされる事例はどうか。

- 5 平成十五年の衆議院議員選挙で奈良一区から立候補し落選した候補は、第三者が運営するホームページ上の掲示板で人格を否定する多数の書き込みをされた。しかし、公職選挙法の規定により文書図画違反の恐れがあるため、反論を掲載することが一切できなかった。このように選挙の候補者について、選挙期間中に中傷の書き込みがされる事例はどうか。

(三の5について)

【「意味するところが明らかではない」の例】

衆議院議員丸山穂高（無）提出権利擁護支援に関する質問に対する答弁書（令和2年10月2日）

（答弁）

一について

お尋ねの「権利擁護に関する支援を必要としているにもかかわらず未だその支援を受けられていない利用対象者数」の意味するところが明らかではないため、この点に関するお尋ねについてお答えすることは困難である。また、御指摘の「権利擁護支援の利用促進に関する施策」の具体的に意味するところが明らかではないため、この点に関するお尋ねについてお答えすることは困難であるが、政府としては、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成二十九年三月二十四日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な者の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するために、成年後見制度の利用を促進する取組を行っているところである。

(質問)

一 政府において取りまとめているのであれば、認知症高齢者及び精神・知的障害者など権利擁護に関する支援を必要としているにもかかわらず未だその支援を受けられていない利用対象者数についてその想定人数及び詳細を伺いたい。権利擁護支援の利用促進に関する施策を推進してはいるものの、支援が不足しているのではないか。利用が進まない理由をどのように考えているか、政府の見解を問う。

(三の6について)

【「一概にお答えすることは困難である」の例】

参議院議員小西洋之（立憲）提出菅内閣が目指す社会像「自助・共助・公助、そして絆」に関する質問に対する答弁書（令和2年10月2日閣議決定）

(答弁)

七について

御指摘の「安倍政権が目指していた社会像」については様々な側面があり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。いずれにせよ、令和二年九月十六日の記者会見において、菅内閣総理大臣から、「安倍政権が進めてきた取組をしっかりと継承して、そして前に進めていく」と説明しているところである。

(質問)

七 菅総理が官房長官を務めた安倍政権が目指していた社会像について説明するとともに当該社会像と菅内閣が目指す社会像「自助・共助・公助、そして絆」との関係や異同について説明されたい。

(三の6について)

【「お答えは差し控えたい」の例】

参議院議員小西洋之（立憲）提出敵基地攻撃能力に関する「内閣総理大臣の談話」に関する質問に対する答弁書（令和2年10月2日閣議決定）

（答弁）

三について

国家安全保障会議の議論の内容については、非公開としていることから、お答えは差し控えたい。

（質問）

三 安倍談話が発表される以前に、国家安全保障会議において、安倍談話に関する審議や決定等が行われたのか否かを明らかにされたい。安倍談話が発表される前に、国家安全保障会議において、安倍談話に関する当該審議等が行われた場合は、当該審議等が行われた国家安全保障会議の開催日時、出席者（議長、議員、その他関係者等）、当該議論の概要を示されたい。

（四の1から3までについて）

【「個別具体的に判断する必要があるため、一概にお答えすることは困難であるが」の例】

衆議院議員山井和則（希望）提出業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する第3回質問に対する答弁書（平成30年2月23日閣議決定）

（答弁）

三について

お尋ねが、労働政策審議会が昨年九月に答申した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱（以下「法案要綱」という。）において企画業務型裁量労働制の対象に追加することとされた業務（以下「新対象業務」という。）のうち、「法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を主と

して行うとともに、これらの成果を活用し、当該顧客に対して販売又は提供する商品又は役務を専ら当該顧客のために開発し、当該顧客に提案する業務（主として商品の販売又は役務の提供を行う事業場において当該業務を行う場合を除く。）についてのものとすれば、個々の労働者の業務が新対象業務に該当するか否かについては、個別具体的に判断する必要があるため、一概にお答えすることは困難であるが、この要件に該当するものを新対象業務とすることを検討中である。また、法案要綱においては、「既製品やその汎用的な組み合わせの営業は対象業務になり得ないこと及び商品又は役務の営業活動に業務の重点がある業務は該当しないことを指針に定めること」とされており、厚生労働大臣が労働基準法第三十八条の四第一項に規定する委員会が決議する事項について定める同条第三項に規定する指針において、その旨を定めることを検討中である。

（質問）

三 働き方改革推進法案要綱で拡大される企画業務型裁量労働制では、一で言及した「個別の営業活動の業務」を業務の一部として、少しでも担当している労働者を対象とすることは不可能ですか。もし可能となりうるのであれば、どのような条件であれば可能となりますか。

（四の1から3までについて）

【「一般論として」の例】

衆議院議員早稲田夕季（立国社）提出ダイヤモンド・プリンセス号乗客の搬送及び入院費用が半年以上も支払われていない問題に関する質問に対する答弁書（令和2年10月2日閣議決定）

（答弁）

四について

御指摘の「寄港地の都道府県等の備え」の意味するところが必ず

しも明らかではないが、一般論として、都道府県においては、感染症法第十条の規定に基づき、感染症の予防のための施策の実施に関する計画の策定等が行われていると承知している。また、御指摘の「全国の空港や港湾での入国時の検疫で陽性と判断された者」がいる場合の当該者への対応については、例えば、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十六条の三の規定に基づく検疫所長の通知内容から、当該者が感染症法第六条第三項に規定する感染症の病原体を有していることが明らかとなつた場合、当該通知を受けた都道府県知事は、感染症法第二十六条の規定において準用する感染症法第十九条第一項の規定に基づき、二類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとときは、当該者に対し病院又は診療所に入院すべきことを勧告することができる、感染症法第二十六条の規定において準用する感染症法第二十一条の規定に基づき、当該者を当該入院に係る病院又は診療所に移送することができる等、感染症法に基づく対応を行うこととなる。

(質問)

四 クルーズ船誘致は国策と承知しているが、今後新型コロナウィルスやそれ以外の感染症の大規模クラスターがクルーズ船で発生することは十分に考えられるが、その事態に対する寄港地の都道府県等の備えは不十分なのではないか。横浜市でさえ感染症法上の責務を果たすことができなかつたのに、全国の寄港地のより小規模な都道府県等が対応できるとは思えない。今回ダイヤモンド・プリンセス号の感染者は横浜市内での発生数にカウントされていないが、全国の空港や港湾での入国時の検疫で陽性と判断された者についても、同様に自らの発生数とカウントされない都道府県等は、感染症法に基づく入院勧告と搬送の責務を担っているのか。

(四の1から3までについて)

【「作成する義務」の例】

参議院議員若林健太（自）提出政府・民主三役会議における議事録等の取扱いに関する質問に対する答弁書（平成24年2月14日閣議決定）

（答弁）

一から七までについて

政府・民主三役会議については、民主党主催の会議であり、政府としてお答えする立場はない。また、政府・民主三役会議における議事内容については、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第四条に規定する「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程」に係るものではなく、行政機関がその記録を作成する義務を負うものではないと考える。

（質問）

- 一 政府・民主三役会議の役割は何か。
- 二 本年一月二十九日に開催された政府・民主三役会議の出席者を示されたい。
- 三 政府・民主三役会議はどのような事務体制で、行政機関の職員は何名携わっているのか。
- 四 政府・民主三役会議の開催頻度及び場所について、明らかにされたい。
- 五 政府・民主三役会議は公的な組織・会議か。
- 六 政府・民主三役会議の議事録、配付文書等の作成及び保存の状況について、明らかにされたい。また、それらの必要性について、政府の見解を示されたい。
- 七 政府・民主三役会議の議事録等は、公文書等の管理に関する法律第四条第二号又は同条本文中「その他の事項」に該当するか、政府の見解を示されたい。該当しない場合には、併せてその理由

も示されたい。

(四の1から3までについて)

【「～する必要はないものと考えている」の例】

衆議院議員丸山穂高（無）提出政治資金の使途等に関する質問に対する答弁書（令和元年11月22日閣議決定）

（答弁）

一、三及び四について

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）は、第一条において、「政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようとするため、・・・政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」と規定しており、また、政党助成法（平成六年法律第五号）は、第一条において、「国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、・・・政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする」と規定しており、政府としては、政治資金及び政党交付金については、政治資金規正法及び政党助成法の規定にのっとり、適切に処理されるべきものと考えている。政府としては、御指摘の「政治資金及び政党交付金の使途・・・に一定の制限を設けること」、「課税逃れ」の「懸念を払拭する制度改革を進める」こと及び「組織活動費から政治家個人に対する支出及び政治団体から個人への寄附については、その使途の公開を義務付けること」を含め、政治資金制度及び政党助成制度の在り方については、公職の候補者及び政党その他の政治団体の政治活動の自由と密接に関連する事柄であり、各党各会派において御議論いただきた

いと考えている。また、「前記制度改革を進めるためには全体の総額の把握も必要だ」との御指摘の意味するところが明らかではないが、政府としては、お尋ねの総額について把握しておらず、また、現時点では把握する必要はないものと考えている。

(質問)

- 一 政治資金規正法及び政党助成法においては、運用の制限等を除き、政治資金及び政党交付金の使途を制限する規定は設けられていない。政治資金及び政党交付金の使途について国民の信頼や理解が得られるよう、使途に一定の制限を設けることを、法改正を含めて検討すべきであると考えるが、政府の見解を問う。
- 三 複数の政党において組織活動費として多額の政治資金を党役職者等に支出しているとの報道（平成三十年十二月二日付読売新聞等）がある。また、政治団体が解散後も含め政治資金を個人に寄附する事例もあると承知している。こうした収入については、政治活動のための費用を控除し、残余がある場合には、これを雑所得として他の所得と合算して課税対象とされるが、その支出先を正確に把握することができず、課税逃れの懸念もある。これらの懸念を払拭する制度改革を進めるべきだと考えるが、政府の見解を問う。また、収支報告書の公開制度によって平成二十七年から平成二十九年分の収支報告書における政党本部及び国會議員関係政治団体が組織活動費として個人に支出した金額の総額、平成二十七年から平成二十九年に解散した政党本部及び国會議員関係政治団体が、解散した年に個人に寄附を行った金額の総額及び解散時の政治資金の残余の総額については各団体では確認することが可能となっている。
- 四 政治資金の透明性の確保及び個人への適正な課税の観点から、組織活動費から政治家個人に対する支出及び政治団体から個人

への寄附については、その使途の公開を義務付けることを検討すべきだと考えるが、政府の見解を問う。

(五の1及び2までについて)

【「様々な報道がなされている」の例】

衆議院議員鈴木宗男（民主）提出検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第3回質問に対する答弁書（平成22年3月2日閣議決定）

（答弁）

三について

平野内閣官房長官の御指摘の発言は、社会の耳目をひく事案等については、報道機関各社が、関係各方面に広くかつ深く独自の取材活動を行っていると思われることを念頭に置き、様々な報道がなされていることを踏まえたものである。

（質問）

三 本年一月二十日、平野博文内閣官房長官は記者会見で、「リーク」があるかどうかを問われ、「事実関係をつかんでいないので断定的には言うわけにはいかない」と、あくまで推測であることを強調しながらも、「そういうふうに思うところもあるような気がする」と述べている。前回質問主意書で、右の発言の真意は何か、平野長官自身による説明を求めたところ、「前回答弁書」では「平野内閣官房長官の御指摘の発言は、社会の耳目をひく事案等については、報道機関各社が、関係各方面に広くかつ深く独自の取材活動を行っていると思われることを念頭に置いたものであり、検察当局において、捜査情報や捜査方針を外部に漏らしていることを意味するものではない。」との答弁がなされているが、右答弁の意味するところが不明である。平野長官として、何について「そういうふうに思うところもある」と述べた

のか、再度詳細な説明を求める。

(五の3について)

【「眞子内親王殿下（当時）」の例】

参議院議員浜田聰君提出皇室経済法第六条に規定されている一時金不支給に関する質問に対する答弁書（令和3年11月19日閣議決定）

(答弁)

一の4及び6について

今般の眞子内親王殿下（当時）に対して一時金を支出しないとする判断は、国会の定めた法律に従って適切に行われたものであり、別途国会への報告が必要とは考えていない。

(質問)

一 皇族費（皇室経済法（昭和二十二年法律第四号。以下「法」という。）第三条の皇族費をいう。以下同じ。）及び一時金（法第六条第一項に規定する、皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出する皇族費をいう。以下同じ。）について

4 皇室経済と国会に関しては、昭和二十一年十二月十二日の衆議院本会議において「皇室の財産に關係いたしまする重要な問題につきましては、国会に何らかの連係をとることは、もとより必要なることと思うのでありますて、事の大小様々ありまするために、原則的にはこれを否定することができないのでありまするが、報告を必要としまする事項は、政府より国会に対してこれを報告いたすことにしておきたいと考えております。」と答弁されているところ、政府は、一時金を支給しない場合、その旨を国会に報告する必要性をどう考えているのか。政府

の見解如何。

- 6 上皇陛下がご退位なさる際は、憲法第一条にかんがみ、国民の総意の代表たる国会がその役目を全うすべく、広く議論を行ったうえで、各党・各会派の共通認識として「天皇の退位等についての立法院の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」を内閣に送付したところである。ところが、今般の眞子さんに対する一時金を不支給とする決定については、国会が意見を言う機会が何ら与えられず、国民の総意の代表たる国会は無視されたままであった。この国会軽視について、憲法第一条の観点から、政府の見解如何。

(五の3について)

【「当時の〇〇長官」の例】

衆議院議員大河原雅子（立憲）提出照射ジャガイモに関する質問に対する答弁書について（令和二年六月十四日閣議決定）

（答弁）

一について

御指摘の「一九七二年、士幌町農協のアイソトープ照射センター開設に当たって」及び「具体的な通知内容」の意味するところが必ずしも明らかではないが、士幌アイソトープ照射センターにおいてばれいしょ等に放射線を照射することを目的として、四十九万七千キュリーのコバルト六十の放射性同位元素を使用することについて、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十二号）による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三条第一項の許可を受けるため、昭和四十八年七月九日付けで士幌町農業協同組合から当時の科学技術庁長官に対して、同項の規定に基づき放射性同位元素の使用の許可の申

請があつたところ、政府においては、同長官が同年九月十九日付けで当該申請を許可（以下「本件許可」という。）し、同組合に対して、本件許可の旨及び同法第九条第一項の規定により許可証を交付する旨の通知を行つたことは承知している。

（質問）

- 一 一九七二年、士幌町農協のアイソトープ照射センター開設に当たつて、国より照射を認める旨の通知内容はどのようなものであったか。内閣が知るところの具体的な通知内容を回答されたい。

（六の1及び2について）

第183回国会 衆議院 内閣委員会 第3号 平成25年3月15日
○菅国務大臣 委員御指摘のとおりに、皇太子が不在となる状況が生ずれば、東宮職を置く理由はなくなるわけであります。そういう中で、しかし、新たに皇位継承順位の第一位となられた皇族に対しては、その極めて重要な立場に応じて、その御公務をこなされるとともに、公私にわたりしっかりとお支えをしていく、こうした仕組みをつくっていくということは極めて大事なことだというふうに考えております。

（六の1及び2について）

【「皇族に敬語を使用した答弁」の例】

衆議院議員鈴木貴子（無）提出本年、秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が天皇陛下に手紙を手渡した件に関する質問に対する答弁書について（平成25年11月15日閣議決定）

（答弁）

一及び二について

天皇及び皇族が、各界で功績がある方々や活躍されている方々と親しくお接しになり、その労をねぎらわれるとともに、お励ましになる催しである園遊会において、出席者が天皇に直接手紙を手渡す

行為は、その場にふさわしくないと考えている。

(質問)

- 一 山本太郎参議院議員が、直接天皇陛下に手紙を手渡した行為について、安倍総理の見解如何。
- 二 山本太郎参議院議員の行為は、国會議員として許される行為か、常識を逸している行為であるか、安倍総理の見解如何。

(六の1及び2について)

【「考え方述べ〇〇た」の例】

衆議院議員鈴木宗男君提出国家主権に対する政府の認識に関する再質問に対する答弁書（平成20年10月14日閣議決定）

(答弁)

三について

先の答弁書（平成二十年十月三日内閣衆質一七〇第三号）十五及び十六についてで述べたとおり、御指摘の発言は、日韓関係は重要であるという政府の認識を示したものであり、一般的に「今後、日韓関係がギクシャクをするようなこと」は望ましくないとの考え方述べたものと承知している。

(質問)

三 本年七月十四日、町村信孝官房長官が定例記者会見で「今後、日韓関係がギクシャクをするようなことになりますと、この新時代に向けた積極的な動きが頓挫するだけではなくて、六者会合プロセスであるとか、或いは拉致問題を含めた日朝間の諸懸案の解決にも悪影響を及ぼしかねないと考えております。」と、新学習指導要領解説書における竹島問題の記述のあり方について述べた発言（以下、「町村発言」という。）について、「前回答弁書」で政府は「御指摘の発言は、日韓関係は重要であるという政府の認識を示したものであり、御指摘のような意味はない。」と、

「町村発言」は、北朝鮮による核開発（以下、「核開発」という。）の問題や「拉致」の問題を解決するためには、竹島問題をめぐって韓国政府と関係を悪化させるべきではなく、竹島問題よりも「核開発」や日本人拉致問題の解決を政府として優先するということを意味しているのではないとの答弁をしている。では「町村発言」においては、何の問題により、「今後、日韓関係が

ギクシャクをするようなこと」になると指しているのか、具体的に説明されたい。

(六の1及び2について)

【「政府として見解を述べることは差し控え」の例】

参議院議員小西洋之（立憲）提出日露戦争に関する明治天皇の御製を引用した安倍総理の施政方針演説が憲法に反することに関する質問に対する答弁書について（平成31年2月8日閣議決定）

（答弁）

一から四までについて

御指摘の御製の由来やそれに対する論評、見解等に係るお尋ねについては、政府として見解を述べることは差し控える。その上で、御指摘の安倍内閣総理大臣の施政方針演説においては、明治以降、日本人は幾度となく大きな困難に直面するも、そのたびに、大きな底力を発揮し、人々が助け合い、力を合わせることで乗り越えてきたことを受けて、急速に進む少子高齢化、激動する国際情勢に、今を生きる私たちもまた、立ち向かわなければならないとの文脈で引用したものであり、「憲法条の理念に反する」、「憲法前文の平和主義及び国民主権の理念に反する暴挙」、「日本国憲法の平和主義及び国民主権の理念を根底から否定する施政方針演説を行った」等の御指摘は当たらない。

（質問）

- 一 安倍総理は、平成三十一年一月二十八日の参議院本会議における内閣総理大臣施政方針演説において、明治天皇の御製である「しきしまの大和心のをゝしさはことある時ぞあらはれにける」との歌を引用している。この歌は、明治天皇が日露戦争に際して詠んだものとされているが、安倍総理はこの歌が詠まれた由来をどのように理解し、かつ、この歌が第二次世界大戦以前の日本社会においてどのような意味のものとして論評等されるとともに

社会において受け止められてきたと理解しているのか。

- 二 前記一について、明治天皇の御製である「しきしまの大和心のをゝしさはことある時ぞあらはれにける」との歌は日露戦争の戦意高揚のために詠まれたものであるとの見解があるが、こうした見解について安倍総理はどのような認識にあるのか。
- 三 日露戦争は、日本が朝鮮半島や中国大陸の霸権をロシアと争った戦争であるが、その戦争に際して大日本帝国憲法下の天皇が詠んだ歌を施政方針演説に用いて、「激動する国際情勢」などに「立ち向か」い、「共に力を合わせ」ようと国会及び国民に呼び掛けることは、「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定めた憲法第九条の理念に反するとともに、「日本国民は、（中略）政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と定めた憲法前文の平和主義及び国民主権の理念に反する暴挙ではないか。
- 四 前記三について、安倍総理は、日本国憲法の平和主義及び国民主権の理念を根底から否定する施政方針演説を行つたのであり、即刻総理辞職をすべきであると考えるが、安倍内閣の見解を示されたい

(六の1及び2について)

【「政府としての見解を述べることは差し控えたい」の例】

参議院議員尾立源幸君提出いわゆる「パナマ文書」に関する質問に対する答弁書（平成28年4月15日閣議決定）

（答弁）

一及び二について

お尋ねのいわゆる「パナマ文書」については、現時点で文書の詳細を承知していないことから、政府としての見解を述べることは差し控えたいが、一般論として、例えば国際的租税回避につい

ては、あらゆる機会を通じて必要な情報の収集を図るとともに、課税上の問題があると認められる場合には税務調査を行うなど、適切な対応に努めてまいりたい。

(質問)

- 一 「パナマ文書」について、政府としてどのように受け止め、対処するか。
- 二 我が国も「パナマ文書」について、しっかりと調査すべきと考えるが、どうか。

(六の1及び2について)

【「考え方も踏まえ」の例】

参議院議員横山信一君提出一括交付金に関する質問に対する答弁書

(答弁)

四の1について

菅内閣総理大臣は、厳しい財政状況の中、一括交付金は財源捻出を目的とするものではないものの、これにより効率的・効果的に財源を活用できるとの考え方も踏まえ、関係大臣に対し、その総額を一定程度減額する旨の指示をしたところである。

(質問)

- 1 前記菅総理大臣の指示が事実であるのか明らかにされたい。また、「補助金・交付金等の必要額」が明らかでない段階で、なぜ一定限度を減額することが可能であるのか、その根拠を示されたい。

令和3年7月21日
宮 内 庁

皇室経済法の解釈について
(皇族の身分を離れる際の一時金額による皇族費)

皇室経済法第6条は皇族費について規定しており、第1項において皇族費を支出する場合が3種類あることを定めている。その一つとして、「皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額として支出する皇族費」がある。

上記の一時金額による皇族費（以下「一時金」という。）は、同条第7項第1号及び第2号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とするとされているが、皇族の身分を離れる者から、一時金を受け取らない旨の事前の意思表明がある場合は以下のとおり取り扱うこととする。

- ・ 皇室経済法第6条第1項に基づく一時金を支出しない。
- ・ 皇室経済法第6条第7項に基づく皇室経済会議は開催しない。

(参考)

1. 政府による皇室経済法第6条第1項に基づく一時金の支出義務について

(支出義務を負うことについて)

日本国憲法は皇室制度の存在を前提としており、政府は皇室制度を円滑に運用する責任を負っていると解される。皇室に関する事務を担任するために設置された行政機関として宮内庁が設置されているのは、その一つの表れである。

日本国憲法の下で、皇族は明治憲法下のような形では自らの財産を保有・運用することはできないこととされる一方で、皇族の身の回りの費用は基本的には皇族費によってまかなうこととされており、その支出は皇室の維持に不可欠なものといえる。こうしたことから、政府は、皇室制度の円滑な運用に対する責任の一環として、基本的には皇族費を支出する義務があると解される。

皇族の身分を離れる際に支給される一時金についても、元皇族の方が品位を保持されることは皇室制度の円滑な運用の観点から公益的な意義があると考えられることから支給されていると解するのが相当であり、一時金についても政府は基本的には支出する義務があると考えられる。

もっとも、皇族費については、皇室制度の運用責任を果たすために政府に公益的観点から支出義務が課されるものであり、また、何らかの対価として支出するものともいえないことからすると、皇族が費用の支出を求める権利を有することとはならないものと解される。

(支出義務が例外的に免除される場合について)

一般に、政府が一定の目的のために支出することとされる場合において、その目的が達成されないことがあらかじめ明らかであるようなときには、その支出義務を負うと解するのには困難である。

かかる観点から、当該一時金は品位保持の資に充てるためのものであることから考えれば、皇族の身分を離れる方が当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らかな例外的な場合まで政府は支出義務を負うものではないものと解すべきである。

(当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らかな場合について)

当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らかであるといえるかどうかは、諸般の事情を総合考慮して判断することになると解られるが、皇族の身分を離れる方において一時金を受け取らないという意向が事前に明らかにされているという事情があれば、「当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らか」であるといって差し支えないものと考えられる。

(品位保持の資に充てる意思の有無の判断権者について)

宮内庁法第2条第7号で宮内庁は「皇族に関する事務」について所掌しており、皇族の身分を離れる者に対する一時金についても所掌していると解される。したがって、品位保持の資に充てる意思の有無に関する判断は、その行政機関の長である宮内庁長官により行われるものと解される。

(皇室経済会議の開催の要否について)

皇室経済法において一時金の額を定める際に皇室経済会議の議を経ることにしているのは、それぞれの場面で必要な金額についてどの程度の水準が適当かあらかじめ定めることができないことから、支出義務がある場合にその金額を定める必要があるためと解される。

一方、皇室経済会議が一時金の支出義務自体の存否の判断について役割を果たすことは制度上想定されていないと解される。なぜなら、皇室経済法の規定上、皇族費のうち皇室経済会議の議を経ることなく支出することとされているものは存在しており、それらについても品位保持の資に充てる意思の有無を判断することは当然必要であるからである。

したがって、宮内庁長官が一時金の支出義務がないと判断した以上、さらに皇室経済会議の議を経る必要はないと解される。

(支出義務を負わないことが確定する時期について)

皇族の身分を離れる方が一時金を品位保持の資に充てる意思を有するかどうかに関する宮内庁長官による判断、すなわち、一時金の支出義務の有無の判断は、当該皇族の身分を離れる方が当該意思を有していないことが客観的に明らかであると認める事情が存している限り、いつでもなし得るものと考えられる。もっとも、皇室経済法第6条第1項において、「皇族が…その身分を離れる際に」一時金を支出するとされていることを踏まえると、政府が一時金の支出義務を負わないことが最終的に確定するのは、当該皇族の身分を離れる方がその身分を離れる時であると解され、仮に、当該皇族の身分を離れる方が、その身分を離れる前ににおいて、一時金を受け取らないというそれまでの意向を変えられ、一時金を品位保持の資に充てる意思を有するに至った場合は、政府は、一時金の支出義務を負うこととなり、支出義務を負うとの判断をした後、速やかに皇室経済会議を開催することとなると考えられる。他方、仮に、当該皇族の身分を離れる方が、その身分を離れた後に、一時金を品位保持の資に充てる意思を有するに至った場合については、当該皇族の身分を離れる方がその身分を離れる時に政府が支出義務を負わないことが確定しており、政府が新たに支出義務を負うこととはならないと考えられる。

2. 意思表明の政治関与の有無

- ・ 皇族が、政治的な意味を持つ、あるいは政治的な影響を持つような言動をすることを慎むべきことは当然である。
- ・ しかし、皇族の身分を離れる方が一時金の受領に関し何らかの意思を表明することは、当該一時金の受領という、個別的な事柄についての当該皇族自身の個人としての行為ないし対応に関する考え方を述べるものに過ぎず、現行制度そのものの改変を意図するといった政治的見解を持つ、あるいは政治的な影響を持つような発言とはみられない。
- ・ したがって、そうした意思表明は制度のあり方を左右するようなものではなく、国政への関与に該当せず、憲法上の問題を生ずることにはならないと考えられる。

文書記号 番号	第 号	受付 年月日	編集簿冊名	保存年限	年
(文書処理上の記事)			起案	令和 3 年 9 月 29 日	処理
			決議	令和 3 年 9 月 29 日	校訂
			施行	令和 年 月 日	発送
<p>長官 皇嗣職大夫</p> <p>次長 審議官</p> <p>秘書課長</p>					
<p>皇室經濟主管</p>					
<p>眞子内親王殿下が皇族の身分を離れられる際の皇族費について（伺い）</p> <p>婚姻に伴い眞子内親王殿下が皇族の身分を離れられるに際し、御本人の御意向を踏まえ、皇室經濟法第6条第1項に定める一時金の支出を行わないこととしてよいか、伺います。</p>					
<p> </p>					
<p> </p>					
<p> </p>					
<p> </p>					
<p> </p>					

起案用紙A

宮 内 庁

※ 黒塗りか所は眞子内親王殿下の署名がある。

宮内庁長官 殿

私は、小室圭氏との婚姻により皇族の身分を離れるに際し、皇室経済法第6条
第1項に定める一時金の受給を辞退いたします。

令和 3 年 1月 28 日



○ 日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第一条 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の総意に基く。

第四条 天皇は、この憲法の定める國事に関する行為のみを行ひ、國政に関する權能を有しない。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に関する行為を行ふ。

一～九 （略）

十 儀式を行うこと。

○ 皇室經濟法（昭和二十二年法律第四号）（抄）

第三条 予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。

第六条 皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの並びに皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基いて、これを算出する。

② 前項の場合において、皇族が初めて独立の生計を営むことの認定は、皇室經濟會議の議を経ることを要する。

③ 年額による皇族費は、左の各号並びに第四項及び第五項の規定により算出する額とし、第四条第一項に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものとする。

一 独立の生計を営む親王に対しては、定額相当額の金額とする。

二 前号の親王の妃に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定額相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むことの認定は、皇室經濟會議の議を経ることを要する。

三 独立の生計を営む内親王に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。

四 独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対しては、定額の十分の一に相当する額の金額とする。ただし、成年に達した者に対しては、定額の十分の三に相当する額の金額とする。

五 王、王妃及び女王に対しては、それぞれ前各号の親王、親王妃及び内親王に準じて算出した額の十分の七に相当する額の金額とする。

- ④ 摂政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の三倍に相当する額の金額とする。
- ⑤ 同一人が二以上の身分を有するときは、その年額中の多額のものによる。
- ⑥ 皇族が初めて独立の生計を営む際に支出する一時金額による皇族費は、独立の生計を営む皇族について算出する年額の二倍に相当する額の金額とする。
- ⑦ 皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、左の各号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。
 - 一 皇室典範第十二条、第十三条及び第十四条の規定により皇族の身分を離れる者については、独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する額
 - 二 皇室典範第十三条の規定により皇族の身分を離れる者については、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。
- ⑧ 第四条第二項の規定は、皇族費として支出されたものに、これを準用する。
- ⑨ 第四条第三項及び第四項の規定は、第一項の定額に、これを準用する。

第八条 皇室経済会議は、議員八人でこれを組織する。

- ② 議員は、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、財務大臣、宮内庁の長並びに会計検査院の長をもつて、これに充てる。

○ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第二条 宮内庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 皇室会議及び皇室経済会議に関すること。

五・六 （略）

七 皇族に関すること。

八～二十 （略）

○ 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（抄）

第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額百万円を受け

る。

- ② 前項の文書通信交通滞在費については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

②～③ （略）

④ この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 特定歴史公文書等
- 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

⑤～⑦ （略）

⑧ この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 行政文書
- 二 法人文書
- 三 特定歴史公文書等

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- 一 法令の制定又は改廃及びその経緯
- 二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものと含む。）の決定又は了解及びその経緯
- 三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯
- 四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五 職員の人事に関する事項

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（抄）

（定義）

第二条 （略）

② この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

○ 総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和二十四年第百三十四号）（抄）

第三條 宮内府法（昭和二十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

題名を「宮内廳法」に改める。

第一條中「宮内府は、」を「宮内廳は、内閣総理大臣の管理に属し、」に改める。

第一條の次に次の八條を加える。

○ 参議院事務局事務分掌規程

（議員課）

第三十九条 議員課においては、次の事務をつかさどる。

一～三 （略）

四 議員の歳費及び手当に關すること。

五～十四 （略）